



国 土 建 第 3 0 1 号
平成 29 年 12 月 26 日

(一社) 全国クレーン建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について

今般、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成29年12月26日付け国土交通省告示第1196号）が制定されたところであるが、これを踏まえ、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本件改正は、「建設産業政策2017+10」の提言を踏まえ、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化、地域力の強化の観点から防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大及び建設機械の保有状況の加点方法の見直しを行うものである。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添の通り改正する。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から適用する。

(別添)

平成20年1月31日国総建第269号
経営事項審査の事務取扱いについて(通知)
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>I (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係)</p> <p>(1)～(6)</p> <p>(7) 建設機械の保有状況について</p> <p>イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第2項に規定する大型自動車(以下この(7)において単に「大型自動車」という。)のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、<u>同項又は同条第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの</u>、<u>大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則</u>(昭和42年運輸省令第86号)第5条第1項に規定する表示番号指定申請書(記載事項に変更があった場合においては、<u>同条第2項に規定する申請事項変更届出書</u>)に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、<u>同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているもの</u>(以下「大型ダンプ車」という。)並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンをいうものとする。</p> <p>ロ (略)</p>	<p>I (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係)</p> <p>(1)～(6)</p> <p>(7) 建設機械の保有状況について</p> <p>イ 建設機械とは、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、<u>同項の規定による表示番号の指定を受けているもの</u>(以下「大型ダンプ車」という。)並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーンをいうものとする。</p> <p>ロ (略)</p>

(8)～(9) (略)

4～5 (略)

5～2 (略)

II～IV (略)

別紙

1～3 (略)

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から9までに掲げる建設業の営業継続状況（営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無）、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況（監査の受審状況及び公認会計士等数値）、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況又は若年の技術職員の育成及び確保の状況（若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況）については、告示の別表第六から別表第十六までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイヘルの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（ Σ の算式において「告示の付録第二による点数並びにイヘルの点数の合計点数」という。）に応じて、 Σ の算式によって算出されるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。

イ～ロ (略)

ハ 防災協定締結の有無の点数

（告示の別表第八関係）

区分	(1)	(2)
点数	20	0

ニ～ト (略)

チ 建設機械の保有状況の点数

（告示の別表第十三関係）

(8)～(9) (略)

4～5 (略)

5～2 (略)

II～IV (略)

別紙

1～3 (略)

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から9までに掲げる建設業の営業継続状況（営業年数及び民事再生法又は会社更生法の適用の有無）、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況（監査の受審状況及び公認会計士等数値）、研究開発の状況、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況又は若年の技術職員の育成及び確保の状況（若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況並びに新規若年技術職員の育成及び確保の状況）については、告示の別表第六から別表第十六までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイヘルの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（ Σ の算式において「告示の付録第二による点数並びにイヘルの点数の合計点数」という。）に応じて、 Σ の算式によって算出されるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。その他の審査項目（社会性等）の評点が0に満たない場合は0とみなす。

イ～ロ (略)

ハ 防災協定締結の有無の点数

（告示の別表第八関係）

区分	(1)	(2)
点数	15	0

ニ～ト (略)

チ 建設機械の保有状況の点数

（告示の別表第十三関係）

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点数	15	15	14	14	13	13	12
(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
12	11	10	9	8	7	6	5

(16)
0

り～ヲ 略
 5 (略)
 別 記 (略)
 別 添 (略)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点数	15	14	13	12	11	10	9
(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)

(16)
0

り～ヲ 略
 5 (略)
 別 記 (略)
 別 添 (略)